

総務企画委員会記録
<第5号>

令和2年第7回沖縄県議会（11月定例会）

令和2年12月15日（火曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第5号>

開会の日時

年月日 令和2年12月15日 火曜日
開 会 午前10時1分
散 会 午前10時24分

場 所

第7委員会室

議 題

- 1 王毅中華人民共和国国務委員兼外交部長の発言に係る意見書及び同抗議決議の提出について

出席委員

委員 長	又 吉 清 義 君
副委員 長	島 尻 忠 明 君
委 員	仲 村 家 治 君
委 員	花 城 大 輔 君
委 員	仲 田 弘 毅 君
委 員	当 山 勝 利 君
委 員	仲宗根 悟 君
委 員	西 銘 純 恵 さん
委 員	渡久地 修 君
委 員	國 仲 昌 二 君
委 員	山 里 将 雄 君
委 員	平 良 昭 一 君

委員 當 間 盛 夫 君

委員外議員 なし

○又吉清義委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

王毅中華人民共和国国務委員兼外交部長の発言に係る意見書及び同抗議決議の提出についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び同抗議決議の提出の可否、文案及び提出方法等について協議した結果、意見書及び同抗議決議を提出すること、趣旨の変更を伴わない字句の修正等については委員長に一任すること、提出者は本委員会の全委員とし、本委員会に所属しない公明党の議員にも呼びかけること、提案理由説明者は委員長とし、要請方法は文書送付とすることで意見の一致を見た。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案としての王毅中華人民共和国国務委員兼外交部長の発言に対する意見書及び同抗議決議については、お手元に配付してあります案のとおり提出することとし、提出方法等については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

次回は、12月17日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 又 吉 清 義